

質問書における質問および回答一覧

	質問	回答
1	<p>3/27の公告には参加資格条件の(7)は存在しなかったが、実施要領には(7)が存在した。 その齟齬が生じた理由を伺う。</p>	<p>令和8年3月27日に公告した公募型プロポーザルについては公告の内容に不備があったため令和8年4月22日に中止の公告を行っている。 令和8年5月1日に公告した本公募型プロポーザルには齟齬は生じていない。</p>
2	<p>公告は実施要領より上位文書であると考えが、なぜ上位文書が修正されたのかを伺う。</p>	<p>令和8年3月27日に公告した公募型プロポーザルについては公告の内容に不備があったため令和8年4月22日に中止の公告を行っている。 令和8年5月1日に公告した本公募型プロポーザルには齟齬は生じていない。</p>
3	<p>(7)の1年以上の実績とあるが、過去に1年以上の実績がある者が1年未満の法人に存在した場合に 行政としてはどのような判断をなされるのかを伺う。</p>	<p>公告及び実施要領 4 参加資格(1)～(7)については、法人としての経営基盤及び組織としての遂行能力を客観的に判断するための指標として設定している。そのため個人の実績ではなく法人実績での判断とする。</p>
4	<p>また、(7)が優先させるべき事項であるなら公募において新規参入事業者は参加できる可能性が 極めて低く、その事がひいては市民住民の不利益に繋がる可能性を排除できない事をどう考えるか伺う。</p>	<p>公告及び実施要領 4 参加資格(7)については優先させるべき事項ではなく、(1)～(6)同様、要件の1つである。 ご意見については理解はするが、行政として業務の確実な遂行を担保することも責務であると考え。</p>
5	<p>もっとも優先されるべきは市民住民の福祉の向上と考えるが、公募で争うことも許されないこの 現状を住民視点でどう思っているかを考えたことがあるか伺う。公募という土俵に上がって競争し争って負けるなら納得もするが土俵にすら上げてもらえない事へ対応を、行政としてどう捉えているのかも伺う。</p>	<p>ご意見については理解はするが、行政として業務の確実な遂行を担保することも責務であると考え。</p>